

**2027年度 大阪大学大学院法学研究科  
博士前期課程（総合法政プログラム・研究者養成プログラム）  
学生募集要項**

**1. 募集人員**

|        | 専攻名      | プログラム名         |         | 募集人員        |
|--------|----------|----------------|---------|-------------|
| 博士前期課程 | 法学・政治学専攻 | 総合法政プログラム      | 一般選抜    | 35人<br>(注2) |
|        |          |                | 留学生特別選抜 |             |
|        |          |                | 社会人特別選抜 |             |
|        |          | 研究者養成プログラム     |         |             |
|        |          | 知的財産法プログラム（注1） |         |             |

（注1）本要項は、前期課程「総合法政プログラム」及び「研究者養成プログラム」の学生募集に関するものです（「知的財産法プログラム」については別の要項を参照してください）。

（注2）募集人員は、総合法政プログラム・研究者養成プログラムのみ的人数ではなく、大阪大学大学院法学研究科博士前期課程で募集している全プログラム（総合法政プログラム、研究者養成プログラム及び知的財産法プログラム）の人数です。

**2. アドミッション・ポリシー及びプログラムの概要**

**・アドミッション・ポリシー**

**【求める人材像】**

大阪大学のアドミッション・ポリシーのもと、「現代科学技術の社会的基盤を成す法政に関わる賢慮（prudence）の追求」という法学研究科の基本理念を踏まえ、求める人材は次のような関心を持つ人たちです。

- ・現代法や公共政策に対する長期的・構造的な視点から、現代社会が直面する問題に関するより良き改革の構想を自ら考えようとする人。
- ・法や政治が生み出しうる社会のルールや秩序の意義を、自ら考えようとする人。
- ・情報技術の発展を中心とする新しいテクノロジーと社会の相互作用について、自ら考えようとする人。
- ・地域から世界に幾層にも広がる、さまざまな「公」と「私」のインターフェイスで生じるガバナンスの問題を自ら考え、それぞれの持ち場で生かそうとする人。
- ・獲得した法や政治についての知識を、国や地方自治体、民間企業、国際機関など実務の世界で活かしたいと考えている人。
- ・大学等の研究機関で、法学・政治学の研究教育活動に携わりたいと考えている人。
- ・知的財産のエキスパートとして、実務に従事したいと考えている人。

**【入学者選抜の基本方針】**

法学・政治学の知識を生かし、多様な実務、若しくは研究の世界で活躍できる人材を受け入れるため、それぞれのプログラムの目的に沿った選抜方法による入学試験を行います。

#### 【具体的選抜方法と、資質・能力との関係】

「総合法政プログラム」では、一般選抜、留学生特別選抜、社会人特別選抜を行います。

一般選抜では、筆記試験（専門科目）と口述試験による学力検査により法学・政治学に関する専門科目について学修に必要なとする基礎的な学力を判定します。

留学生特別選抜では、学修に必要な一定以上の日本語能力などを要件として、筆記試験（専門科目）と口述試験による学力検査により、法学・政治学に関する専門科目を学ぶ素質を判定します。

また、社会人特別選抜では、一定以上の実務経験を要件として、口述試験により、法学・政治学に関する専門的知識について判定します。

「研究者養成プログラム」では、将来研究者となるための法学・政治学に関する専門的な知識を測るため、筆記試験（専門科目及び外国語）と口述試験による学力検査を行います。

「知的財産法プログラム」では、知的財産法に関する基礎的な学力を測るため、筆記試験（知的財産法）と口述試験による学力検査を行います。

いずれの試験も、学力検査（筆記試験と口述試験）、並びに研究計画書、成績証明書及びその他の提出書類を総合して評価します。

#### ・プログラムの概要

本研究科の課程は博士課程とし、これを前期課程（修士課程）と後期課程に区分し、前期課程の標準修業年限は2年、後期課程の標準修業年限は3年とします。前期課程には、「総合法政プログラム」、「研究者養成プログラム」、「知的財産法プログラム」という3つのプログラムが設けられています。本要項は、前期課程「総合法政プログラム」及び「研究者養成プログラム」の学生募集に関するものです（「知的財産法プログラム」については別の要項を参照してください）。

「総合法政プログラム」と「研究者養成プログラム」の概要は、以下のとおりです（両プログラムの併願が可能です）。

#### 総合法政プログラム

**【内容】** 法と政治をめぐるさまざまな問題について、実際的な問題を常に念頭におきつつ、幅広く学ぶプログラムです。多彩な開講科目の履修や個別の指導を通じて、実務に携わる人も研究者志望の人も、法学部出身者も他学部出身者も、それぞれの目的に応じた学修ができます。

#### 研究者養成プログラム

**【内容】** 将来専門研究者となるための基礎を身につけるプログラムです。博士後期課程への進学を前提として、国際的な比較を重視しつつ、理論的、体系的に、法学・政治学についての理解を深めます。

### 3. 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者。

- (1) 大学又は専門職大学を卒業した者及び2027年3月31日までに卒業見込みの者。
- (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者及び2027年3月31日までに授与される見込みの者。
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び2027年3月31日までに修了見込みの者。

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び 2027 年 3 月 31 日までに修了見込みの者。
  - (5) 我が国において、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学も含む。以下同じ。）の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び 2027 年 3 月 31 日までに修了見込みの者。
  - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準じるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって出願資格（5）の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び 2027 年 3 月 31 日までに授与される見込みの者。
  - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）又は専攻科（当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程（学校教育法第 125 条の 2 第 1 項に規定する特定専門課程をいう。）における教育と連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者および 2027 年 3 月 31 日までに修了見込みの者。
  - (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号参照）。
  - (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると、本研究科において認めたもの。
  - (10) 2027 年 3 月 31 日において大学又は専門職大学に 3 年以上在学し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと、本研究科において認めた者。（当該単位の修得の状況及び法科大学院が当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するかどうかを判定するために実施する試験の結果に基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認められたものを含む。）
  - (11) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者及び 2027 年 3 月 31 日までに修了見込みの者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者及び 2027 年 3 月 31 日までに修了見込みの者又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び 2027 年 3 月 31 日までに修了見込みの者で、所定の単位を優秀な成績で修得したものと、本研究科において認めたもの。
  - (12) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学又は専門職大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2027 年 3 月 31 日までに 22 歳に達するもの。
- \* 出願資格（1）、（10）、（12）の「大学」、「専門職大学」とは、学校教育法に定める日本国内の大学、専門職大学を示す。
  - \* 総合法政プログラムでは、上記の出願資格を有する者のうち、以下に該当する【社会人】、【留学生】について、特別の選抜方法（「6. 選抜方法」参照）を実施しています。

【社会人特別選抜】「3. 出願資格」各号のいずれかに該当し、かつ次の①～③いずれかに該当する者。

- ① 入学時点で官公庁・会社等に 2 年以上在職しており（休職を含む）、かつ在籍のまま課程の修了を目

指す者。

- ② 入学時点で官公庁・会社等において、専攻を希望する研究領域に関連する2年以上の実務経験を有する者。
- ③ 入学時点で官公庁・会社等に30年以上在職経験のある者。

※ただし、①～③いずれの場合も、日本国内にある高等学校以上の教育機関での在学年数が出願時点で合計3年未満であり、かつ日本国内に所在する官公庁・会社等での在職年数が出願時点で合計2年未満である者（日本国籍を有する者を除く）は、政府派遣等の公的なプログラムによる派遣又はそれに準ずるものとして本研究科に入学する予定であり、かつ次の【留学生特別選抜】に課される要件(c)を満たしていることが必要です。

【留学生特別選抜】「3. 出願資格」各号のいずれかに該当し、かつ次の(a)～(c)全ての要件を満たす者。

- (a) 日本国籍を有しないこと。
- (b) 日本国内にある教育機関での在学年数が出願時点で合計7年以下であること。
- (c) 次の(1)又は(2)いずれかの試験成績を満たすこと。
  - (1) 公益財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金の実施する日本語能力試験において1級又はN1の認定を得ていること。
  - (2) 独立行政法人日本学生支援機構の実施する日本留学試験の「日本語」で250点以上（又は「記述」を除いて220点以上）を得ていること。

## 4. 入学資格事前審査

上記の「3. 出願資格」(9)～(12)の適用を受けようとする者は、出願前に個別の入学資格審査を行いますので、2026年7月1日(水)までに、下記の書類を取り揃え、**書留郵便**で入学資格事前審査の申請を行ってください。期限を過ぎて到着した書類は受理できません。

なお、封筒の表に「法学研究科入学資格事前審査申請書類在中」と朱書きしてください。申請先については、末尾の【問い合わせ先】を参照してください。

審査の結果は、本人あてにメールでお知らせします。(2026年7月下旬の予定)

※ 本研究科所定様式については、大阪大学大学院法学研究科ウェブサイト入試情報からダウンロードし、A4サイズ(又はレターサイズ)に印刷して提出してください。

- (1) 入学資格事前審査申請書(本研究科所定様式)
- (2) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書(在学者は、在学証明書)  
「3. 出願資格」(9)の適用を受けようとする者は、在籍した最終大学(学部)の退学証明書、及び在籍大学院研究科の在学証明書又は修了(見込)証明書を提出してください。
- (3) 最終学校の成績証明書(在学者は、最新の成績証明書)  
「3. 出願資格」(9)の適用を受けようとする者は、在籍した最終大学(学部)の成績証明書も提出してください。
- (4) 履歴書(職歴、研究歴等を含む。様式は自由。)  
なお、留学生は学歴について小学校入学から記載してください。
- (5) 自己の学力を示す書面(論文・レポート・エッセイ等、過去に執筆したものを含む。内容・様式は自由。)
- (6) 志望理由書(1,000字程度で様式は自由。「3. 出願資格」(11)又は(12)の適用を受けようとする者のみ提出を要します。なお、出願の際には「研究計画書」(「5. 出願期間及び提出書類」【提出

書類】⑤)の提出が別途必要となりますので注意してください。)

- \* 「3. 出願資格」(10)～(12)の適用を受けようとする者は、最終学校の学則、カリキュラム及びシラバス又はこれらに相当するもの(最終学校が大阪大学の場合は不要)を提出してください。卒業から相当の年月が経っているなどの理由から入手が難しい場合はご相談ください。
- \* 外国の大学及び機関等の証明書等で、英語以外の外国語で書かれているものについては、その日本語又は英語訳を添付してください。

## 5. 出願期間及び出願書類等

【出願期間】2026年7月21日(火)から2026年7月24日(金)午後5時まで(必着)

- \* 出願書類のうち、本研究科所定様式が指定されているものについては、大阪大学大学院法学研究科ウェブサイト入試情報からダウンロードしてください。
- \* 出願書類(本研究科所定様式含む)については、発行元から交付された書類(証明書など)を除いて、A4サイズ(又はレターサイズ)に印刷して提出してください。
- \* 出願書類の提出は、**書留郵便**によるものとし、直接持参しても受理しません。
- \* 出願期間後に到着したものは受理しません。郵便事情を十分考慮し、出願期間内に届くよう早めに郵送してください。
- \* 封筒の表に「博士前期課程総合法政・研究者養成プログラム入学願書在中」と記載し郵送してください。
- \* 出願先については、末尾の【問い合わせ先】を参照してください。

### 【出願書類等】

|   |  |   |
|---|--|---|
| ① | 入 学 願 書  | 【本研究科所定様式】 所定の様式をダウンロードして、必要事項を記入し、両面・A4サイズ(又はレターサイズ)に印刷したもの。   |
| ② | 卒業(見込)証明書  | 「3. 出願資格」(1)、(3)～(8)による者のみ。出身(又は在学)大学が発行したもの。   |
| ③ | 学位授与(見込)証明書  | 「3. 出願資格」(2)～(6)による者のみ。出身(又は在学)大学が発行したもの。なお、「3. 出願資格」(3)～(6)による者は②の卒業(見込)証明書もあわせて必要です。  |
| ④ | 成績証明書  | 「3. 出願資格」(1)～(8)による者のみ。出身(又は在学)大学が発行したもの。   |
| ⑤ | 研究計画書(4部)  | 3,000字以内(注釈や参考文献リストは字数に含まない)で様式自由です。ただし、 <u>志望プログラムと研究テーマを冒頭に必ず明記</u> してください。   |
| ⑥ | 将来計画書(4部)  | 1,000字以内で様式自由です。博士前期課程修了後の将来計画について記してください。  |
| ⑦ | 写真票・受験票  | 【本研究科所定様式】 所定の様式をダウンロードし片面・A4サイズ(又はレターサイズ)に印刷して必要事項を記入し、上半身、無帽、無背景で3ヶ月以内に撮影した写真(加工は不可)を貼付したもの。  |
| ⑧ | 検定料収納証明書<br>(検定料30,000円)<br>※大規模災害により被災された方については本学が定める検定料免除特別措置の対象とな | ◎納入期間 2026年7月7日(火)～2026年7月24日(金)<br>検定料納入システムにより納入してください。<br>大阪大学大学院法学研究科ウェブサイト<br>( <a href="https://www.law.osaka-u.ac.jp/graduate/entrance/info.html">https://www.law.osaka-u.ac.jp/graduate/entrance/info.html</a> )<br>に掲載されている「 <u>検定料納入システムによる検定料の納入手続について</u> 」を参照し、 <u>検定料を納入後、「検定料収納証明書」を印刷のうえ、提出</u> してく |

|   |  |  |
|---|--|--|
|   | る場合がありますので、大阪大学大学院法学研究科ウェブサイトをご確認ください。 | ださい。<br>※2027年4月以降に国費外国人留学生として在籍する者は、検定料の支払いを要しませんが「国費外国人留学生証明書」を提出してください。   |
| ⑨ | 返信用封筒 2 通<br>(受験票送付用及び合否通知用)           | 角形 2 号の封筒 2 通を準備し、それぞれ切手及び発送票(本研究科所定様式をダウンロード)を貼付し、宛名を明記したもの。  |
| ⑩ | 在留カード(両面)のコピー<br>(外国人留学生のみ)            | 現に日本国に在住している場合は、在留資格及び在留期間が記載された「在留カード(両面)のコピー」を提出してください。なお、在留カード未取得者は、旅券のコピー(顔写真のページ)を提出してください。<br>※法務大臣が日本での永住を認めた者については、提出不要です。 |
| ⑪ | その他                                    | 入学者選抜に際し考慮してほしいと考える語学力や資格等があれば、入学願書の所定欄に記入のうえ、それを証明する書類(又はそのコピー)を提出してください。   |

- \* **【社会人特別選抜】** 及び **【留学生特別選抜】** に出願する場合(「**3. 出願資格**」参照)は、以上のほか、次の書類を提出してください。

|         |  |
|---------|--|
| 社会人特別選抜 | 在職証明書(様式は自由ですが、在職期間が明記されたものに限りです。<br>「 <b>3. 出願資格</b> 」 <b>【社会人特別選抜】</b> の※ただし書きに該当する場合には、さらに、その要件を満たしていることを証明する政府又は勤務先等による書類、及び次の <b>【留学生特別選抜】</b> 欄記載の書類も提出してください。 |
| 留学生特別選抜 | 以下のいずれかを提出してください。<br>・日本語能力試験1級若しくはN1の認定書のコピー<br>・日本留学試験(日本語)の成績通知書のコピー若しくは日本留学試験マイページから印刷した成績確認書  |

<出願に関する注意事項>

- \* 証明書類は、コピーでもよいと明記されている場合を除き、必ず原本を提出してください。
- \* 外国の大学及び機関等の証明書等で、英語以外の外国語で書かれているものについては、その日本語又は英語訳を添付してください。
- \* 提出する証明書等に記された氏名が出願時の氏名と異なる場合は、それを証明する資料を添付してください。
- \* 出願期間を過ぎて書類等を提出することはできません。出願期間内に提出された書類を有効とします。
- \* 総合法政プログラムと研究者養成プログラムを併願することができます。併願する場合は、第1志望に加えて第2志望を入学願書に記入してください。ただし、総合法政プログラムの**【社会人特別選抜】**及び**【留学生特別選抜】**は、研究者養成プログラムとの併願はできません。
- \* 総合法政プログラムに合格して入学した者が、博士後期課程への進学を希望する場合は、博士後期課程入学のための学力検査を受ける必要があります。なお、総合法政プログラムに在籍する学生が成績要件・語学試験合格など一定の条件を満たすときは、2年次進級の際に研究者養成プログラムに変更することを認めることがあります。
- \* 研究者養成プログラムに在籍する者が、修士論文及び前期課程最終試験で優秀な成績を修めた場合は、学力検査を受けることなく博士後期課程に進学することができます。

## 6. 選抜方法

入学者の選抜は、学力検査（筆記試験と口述試験）、並びに研究計画書、成績証明書及びその他の提出書類を総合評価して行います。学力検査は、以下の要領により実施します。

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 実施場所 | 大阪大学大学院法学研究科（豊中キャンパス）      |
| 実施期日 | 2026年9月15日（火）・16日（水）       |
| 時間割  | 試験の時間割は、後日、受験票送付時にお知らせします。 |

### 総合法政プログラム

筆記試験：専門科目試験：下記【試験科目一覧】の専門科目の中から出願時に選択した1科目 60分

なお、必ず希望する入学後の専門科目と同一の科目を選択してください。

口述試験：1人あたり20分

備考：

- ・ 専門科目試験は、各専門科目についての基礎的な力を問うものとします。
- ・ 総合法政プログラムと研究者養成プログラムを併願する場合には、研究者養成プログラムの筆記試験科目として選択した専門科目（2科目）のうちから1科目（希望する入学後の専門科目と同一の科目）を総合法政プログラムの筆記試験科目として選択してください。
- ・ 筆記試験を欠席した場合には、口述試験を受けることができません。
- ・ 研究計画書等による書類選考によって、特に優秀と認められる者については、筆記試験を免除することがあります。

※ 研究者養成プログラムを併願する場合、第1志望のプログラムで合格となった際には、第2志望のプログラムの合否判定は行いません。

【社会人特別選抜】及び【留学生特別選抜】（「3. 出願資格」参照）の選抜方法について：

- ・【社会人特別選抜】では筆記試験を課さないものとします。
- ・【社会人特別選抜】の口述試験は2026年9月15日（火）又は9月16日（水）に行います。
- ・【留学生特別選抜】の専門科目試験は、各専門科目を学ぶ素質を問うものとします。

### 研究者養成プログラム

筆記試験：専門科目試験：下記【試験科目一覧】の専門科目の中から出願時に選択した2科目合計180分

なお、2科目のうち1科目は必ず希望する入学後の専門科目と同一の科目を選択してください。

外国語試験：下記【試験科目一覧】の外国語の中から出願時に選択した1科目 60分

口述試験：1人あたり20分

備考：

- ・ 専門科目試験は、専門的研究を遂行していく力を問うものとします。
- ・ 筆記試験を欠席した場合には、口述試験を受けることができません。
- ・ 研究計画書等による書類選考によって、特に優秀と認められる者については、筆記試験を免除することがあります。

※ 総合法政プログラムを併願する場合、第1志望のプログラムで合格となった際には、第2志望のプログラムの合否判定は行いません。

### 【試験科目一覧】

専門科目

憲法、行政法、環境法、税法、刑法、刑事訴訟法、国際法、民法、商法、民事訴訟法、労働法、社会保障法、国際私法、国際取引法、国際経済法、日本近代法史、西洋法制史、ローマ法、法社会学、中国法、法理学、政治学、政治過程論、西洋政治思想史、日本政治史、行政学、国際政治学、比較政治学、Japanese Law

※ Japanese Law は、2025 年度に新設された専門科目です。詳細については大阪大学大学院法学研究科ウェブサイトをご確認ください。

## 外国語

英語、ドイツ語、フランス語

## 7. 合格発表

2026 年 10 月 15 日（木）午後 1 時に、本研究科（豊中総合学館 1 階）において掲示にて合格発表を行うとともに、合否通知書を発送します。なお、電話やメールによる照会には一切応じません。

※ 官公庁・会社等に在職中の者は、入学手続を行うまでに所属長の就学許可書（様式自由）が必要です。

## 8. 入学手続

入学手続に関する説明書は、合格通知書とともに発送します。

納入金 入学料 282,000 円（支払い時期は 2027 年 1 月中旬の入学手続時の予定）

授業料 前期分 267,900 円（年額 535,800 円：入学後に前期・後期の 2 期に分けて納入）

\* 入学料、授業料の金額については、変更することがあります。

\* 在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

## 9. 個人情報の取扱い

- (1) 出願時に提出された氏名、住所、その他の個人情報については、入学者選抜（出願処理、選抜試験実施）、合格発表及び入学手続等の入試業務を行うために利用します。なお、合格者については、合格発表日以降、入学後に履修可能な教育プログラムについて案内するために利用することがあります。また、入学者については、教務（学籍管理、修学指導等）、学生支援（健康管理、授業料免除・奨学援助支援、就職支援等）及び授業料収納に関する業務を行うためにも利用します。
- (2) 入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報は、入試結果の集計・分析及び入学者選抜方法の調査・研究のために利用します。
- (3) 上記の業務を行うにあたり、一部の業務を外部の業者に委託する場合があります。この場合には、外部の業者と個人情報の取扱いが適切に行われるよう契約を結んだうえで、当該業者に対して、提出された個人情報の全部又は一部を提供します。
- (4) (1) 及び (2) で得られた個人情報は、上記のほか、「入学者選抜方法及び大学教育の改善」、「大学の管理運営（各種調査・分析、事業企画等）」のために利用することがあります。ただし、個人が特定される形で、その成果が公表されることはありません。

## 10. 優秀な私費外国人留学生に対する授業料免除制度

大阪大学では、研究力の強化と留学生の受入増進のために大学院入学試験において優秀であると認められる私費外国人留学生に対する授業料免除制度を実施しています。本入試に合格し、優秀と認められた留学生は本制度による授業料免除の候補者となります。申請を希望する者は、以下の概要を確認のうえ、入学願書の該当欄にチェックをしてください。

### <概要>

#### (1) 免除対象者（以下の全てに該当する者）

- ① 正規課程に私費留学生として入学する者。
- ② 入学時点において、在留資格が「留学」である者。
- ③ 国費外国人留学生、外国政府派遣留学生等であることにより、授業料の支援を受けていない者。
- ④ 民間奨学金等により、授業料支援を目的とした授業料相当額の支援を受けていない者。

#### (2) 免除内容

対象期間内の授業料を全額免除とする。

#### (3) 免除対象期間

入学時点で在籍する課程の標準修業年限内。ただし、休学した期間は免除対象期間に含めるものとし、復学後に免除期間の繰り延べは行わない。当該課程入学時から起算して標準修業年限を経過した後は免除対象外とする。

#### (4) 授業料免除停止事項

次の場合には授業料免除を取り止める。

- ① 「留学」の在留資格を取得せずに渡日したとき又は「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ② 他の制度により授業料免除を受けたとき。
- ③ 学則等に則り、停学等の懲戒処分を受けたとき。
- ④ 標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑤ 成績不振により、本制度による免除対象者としてふさわしくないと大学が認めたとき。
- ⑥ その他、本制度による免除対象者としてふさわしくないと大学が認めたとき。

## 11. 安全保障輸出管理

本学では「外国為替及び外国貿易法」に基づき「大阪大学安全保障輸出管理規程」を定めて貨物の輸出、技術の提供（人の受入を含む）について厳格な審査を実施しています。

規制事項に該当する場合は、合格しても入学が認められない場合や、希望する教育が受けられない又は研究が実施できない等の制限がかかる場合がありますのでご注意ください。詳細については、ウェブサイトを参照してください。

（日本語）[https://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/secur\\_exp/outline](https://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/secur_exp/outline)

（英語）[https://www.osaka-u.ac.jp/en/research/secur\\_exp/outline](https://www.osaka-u.ac.jp/en/research/secur_exp/outline)

## 12. 注意事項

- (1) 募集要項及び出願書類（本研究所定様式）については、大阪大学大学院法学研究科ウェブサイト入試情報からダウンロードしてください。窓口配付や郵送はしていません。
- (2) 出願受付後は、出願書類の記載事項の変更等はできません。

- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 必要に応じて補足書類の提出を求め場合があります。
- (5) 受験票は2026年9月初旬に発送します。筆記試験免除該当者には免除通知をともに発送します。なお、2026年9月8日(火)を過ぎても受験票が到着しないときは、末尾の【問い合わせ先】に確認してください。
- (6) 受験のための宿泊施設等のあっせんは行いません。
- (7) 入学願書の履歴、入学資格等につき虚偽の記載をした者、証明書等の偽造・改ざんをした者、その他入学者選抜の過程において不正を行った者は、入学決定後であっても原則として入学の許可を取り消すものとします。
- (8) 障がい等のある者で、受験及び修学に際して特別な配慮を必要とするものは、出願に先立ち2026年7月17日(金)までに本研究科にメールにて相談してください。
- (9) 既納の検定料は次の場合を除き返還しません。
  - ① 出願したが受験資格がなかった場合
  - ② 出願書類受理期間後に書類が本研究科に到着した場合
  - ③ 出願書類に不備があり、受理されなかった場合
  - ④ 検定料を払い込んだが、出願書類を提出しなかった場合
  - ⑤ 検定料を誤って二重に払い込んだ場合なお、④、⑤の場合は、検定料の返還請求を行ってください。〔(10) 参照〕
- (10) 検定料返還請求の方法  
検定料返還を希望する者は、末尾の【問い合わせ先】にお問い合わせください。

2026年5月発行

**【問い合わせ先】**

**大阪大学大学院法学研究科**

〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1番6号

TEL (06) 6850-5145

MAIL [hokou-hougakuyomu@office.osaka-u.ac.jp](mailto:hokou-hougakuyomu@office.osaka-u.ac.jp)

URL <https://www.law.osaka-u.ac.jp>

〔電 車〕 阪急電鉄宝塚線石橋阪大前駅下車 南東へ徒歩約20分

〔モノレール〕 大阪モノレール柴原阪大前駅下車 北西へ徒歩約10分